

第三者賠償補償制度 団体募集のご案内

(請負業者賠償責任保険)

インターネットで加入申込手続きができます。

➡ <https://hoken-platform.jp/kencon-coop-daisansya/>

インターネットで
できます。

インターネット利用開始
10月6日午後～

加入申込手続き

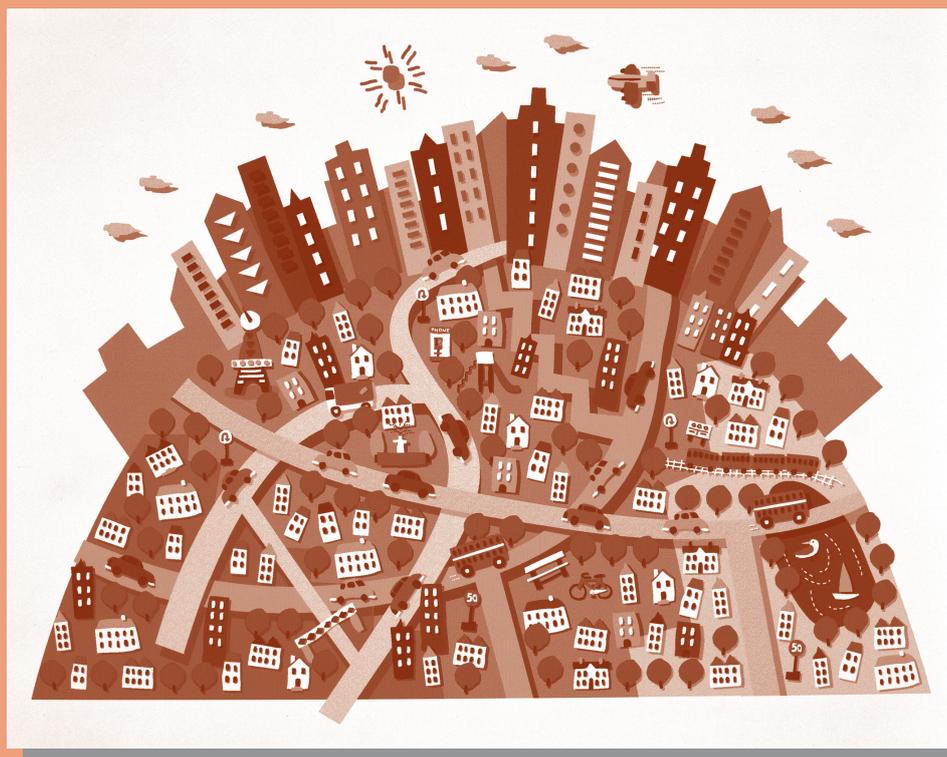
保険料の試算

加入者証の印刷

お見積書の作成

建設コンサルタントの各種調査業務

〈調査業務(現地調査、環境調査など)、地質調査、測量業務、ボーリング関連業務〉
における賠償事故を補償します。



目次

◎第三者賠償補償制度の主な特長	2
◎第三者賠償補償制度の内容	3
• 保険金をお支払いする場合	
• 被保険者	
• 対象となる業務	
• お支払いする保険金	
• 保険金をお支払いできない主な場合	
• 補償対象となる事例	
• 補償タイプ	
• 保険料	
• 保険期間とお支払いする損害の関係	
◎第三者賠償補償制度の加入手続き	9
• 契約方式	
• 申込締切日	
• 加入申込書の送付	
• 保険料の払込み	
• 保険料の振込先	
• 加入申込書の記載例	
◎保険期間の途中で加入、保険金額を変更する場合	11
• 中途加入の場合の保険期間	
• 中途加入の場合の保険料	
• お申込方法	
• 保険金額を変更する場合	
◎事故が発生した場合の手続き	12
• 保険金お支払いまでの主な流れ	
• 保険金お支払いに関する注意点	
◎事故連絡票	14
◎ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと	15
◎適用する約款等	17

◎第三者賠償補償制度の主な特長

【 特 長 】

1. 建設コンサルタントの各調査業務を遂行中に生じた事故により第三者の身体や財物に損傷を与え法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する「建コン組合組合員のための賠償責任保険」です。

※建設コンサルタント業務の成果物の契約不適合（瑕疵）による賠償責任は「建コン組合建設コンサルタント賠償責任保険」で補償しています。

2. 調査業務（現地調査、環境調査など）＋地質調査業務＋測量業務＋ボーリング関連業務を対象とします。（一部の業務を除いてのご加入はできません。）

3. 第三者への賠償に加え、各調査業務の対象となる構造物等に発生した損害による賠償責任も補償します。

4. インターネットで加入手続きができます。

詳しくは<https://hoken-platform.jp/kencon-coop-daisansya/> に団体Web募集システム操作マニュアルを掲載していますのでご参照ください。

5. 年間包括方式のため、各調査業務ごとの報告が不要で手間がかかりません。保険の手配もれもありません。（個別業務ごとのご加入はできません。）

6. 保険料は全額損金処理^(※)することができます。

※今後、法改正により変更になる可能性があります。

また、実際の税務処理につきましては、税理士等にご確認ください。

7. 下請負人や発注者が賠償責任を負担した場合も補償の対象となります。

8. 加入者と発注者の間の相互の賠償責任も補償の対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者や被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの自然変象に起因する損害賠償責任
- 汚染物質の排出（流出・分散・漏出 等）に起因する損害賠償責任（汚染物質には石油物質を含みます。）
ただし、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合はこのかぎりではありません。なお、石油物質の海・河川・湖沼または運河への排出等に起因する損害賠償責任は、その排出が急激かつ偶然に発生した場合でもお支払いできません。
- 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う、次の事由に起因する損害賠償責任
 - (1) 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、き損または汚損
 - (2) 土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物もしくは土地の損壊
 - (3) 地下水の増減
- 被保険者の所有物、被保険者が他人から借りている財物・支給された財物、受託および預かっている財物、運搬中または積み込みもしくは積み下ろし作業中の財物などに与えた損害に起因する損害賠償責任
* 管理下にある財物の損壊を原因とする損害賠償責任

	作業対象物	受託財物			被保険者の所有物
		借用財物 (リース・レンタル)	支給財物	その他の受託物	
補償の対象となるもの	○	×	×	×	×

- 被保険者の使用人または下請負人やその使用人が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任（労災保険の適用対象となります。）
- 航空機（人が搭乗しないラジコンヘリ・ドローンなどは除きます）または自動車（原動機付自転車を含みます）の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任（工事場内における建設用工作車（ダンプカーを含みません。）に起因する場合は、保険の対象とします）
 - * ドローンの所有、使用、管理に起因する賠償責任は補償の対象
 - * 業務中の自転車の所有、使用、管理に起因する賠償責任は補償の対象
 - * 公道の走行をとまなう調査・点検用車両に起因する賠償責任は、自動車保険、自賠責保険の補償の対象
- 仕事の終了・引渡後に、仕事の結果に起因して生じる事故。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものは補償の対象 など

地質調査業務（土壌・地下水汚染状調査・汚染処理計画業務を含みます。）の成果物の契約不適合（瑕疵）による損害賠償責任は、建設コンサルタント賠償責任保険（地質調査業務）で補償しています。

補償の対象となる事例

1. 業務遂行中の事故

①県から受注した県道の高架橋を点検中に高所作業車がバランスを崩して横転し、高架橋の一部を破損させてしまった。その結果、県からは当面の安全を確保するための応急措置費用と修理費用を請求された。

* 発注者からの損害賠償請求は補償の対象

* 作業対象物（調査、点検等の対象物）の損壊に関する損害賠償請求は補償の対象

②下水道老朽管の布設替えにあたり試掘のためリース会社から借り受けたボーリングマシンを使用して作業を行った際、誤って埋設水道管を破損させ、破損部より大量の水道水を漏出させた。水道局より応急措置費用と復旧費用を損害賠償として請求され、また周辺の店舗から営業損害の補償を求められた。

* 間接損害は相当因果関係が認められる範囲で補償の対象

上記の事故でボーリングマシンも破損してしまい、リース会社から修理費用を請求された。

* 受託財物に関する損害賠償請求は補償の対象外

③橋梁の耐震調査作業中に誤って工具を落としてしまった。工具は走行中の車のボンネットに落下し、その拍子に運転手はハンドル操作を誤りガードレールに衝突させてしまった。幸い負傷者はいなかったが、走行不能になった車のレッカー費用と修理費用、さらにガードレールの修理費用について損害賠償を求められた。

* 間接損害は相当因果関係が認められる範囲で補償の対象

④点検作業現場から事務所に自転車で移動する際、通行人に接触し後遺障害をとともうケガを負わせた。治療費用と慰謝料等を請求された。

* 業務遂行中における自転車に起因する損害賠償請求は補償の対象

⑤点検前の測量のため、ドローンを飛行させていた際、機体が制御不能となり、飛行場所に隣接する事業者のソーラーパネルを損傷させてしまった。ソーラーパネルの修理費を請求された。

* ドローンの所有、使用、管理に起因する賠償責任は補償の対象

2. 業務遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備による事故

⑥高速トンネル内のコンクリート剥離調査作業後に誤って放置した機器にバイクが衝突し、運転手が死亡した。遺族から葬儀費用、逸失利益、慰謝料のほかバイクに関する損害を請求された。

* 業務遂行の施設の管理不備による事故は補償の対象

* 仕事の終了後のその仕事の結果に起因するものであるも、機器、装置を放置、遺棄した結果の損害賠償請求は補償の対象

⑦下請負人が地下埋設管の位置確認作業時に、地下埋設管への進入口の周囲に、ホールフェンスの設置を怠り、近くを通りかかった小学生が、穴に転落して大ケガをした。この事故により、治療費用と慰謝料の損害賠償を請求された。

* 下請負人が起こした事故も補償の対象

* 業務遂行の施設の管理不備による事故は補償の対象

補償タイプ

(保険期間1年)

加入タイプ		1タイプ	2タイプ	3タイプ	4タイプ	5タイプ	
身体 (対人賠償)	支払限度額	1名あたり	2億円	2億円	1.5億円	1億円	5,000万円
		1事故あたり	4億円	4億円	3億円	2億円	1億円
	自己負担額(1事故あたり)	100万円					
財物 (対物賠償)	支払限度額(1事故あたり)	2億円	1.2億円	9,000万円	6,000万円	3,000万円	
	自己負担額(1事故あたり)	100万円					

* 保険金額(支払限度額)は1事故あたりの限度額です。保険期間中の通算限度額ではありません。

保険料

各業務の年間の合計売上高をもとにお支払いいただく年間保険料を算出します。

* 保険料の算出は、団体Web募集システム (<https://hoken-platform.jp/kencon-coop-daisansya/>) もご利用いただけます。団体Web募集システムからの各種手続き・サービスは10月6日午後よりご利用いただけます。

(1) 直近の現況報告書に基づき各業務の年間売上高(消費税相当額を含めます。)を申告していただきます。
(売上高は千円位を四捨五入して、万円単位とします。)

● 地質調査業務 :	①	万円	(注)
● 測量業務 :	②	万円	
● ボーリング関連事業 :	③	万円	
● その他調査・点検業務 :	④	万円	
合計売上高 :	⑤ (上記①~④合計額)		万円

(注)地質調査の現況報告書の売上高に建設コンサルタントの現況報告書の「土質及び基礎」部門と「地質」部門の売上高を加算して申告してください。

(2) 上記⑤の合計売上高から以下の算式に基づき修正売上高を算出します。

合計売上高の範囲	修正売上高の計算式(万円単位)
~2億円まで	上記⑤(万円)
2億円超~5億円まで	上記⑤(万円)×0.75+5,000
5億円超~10億円まで	上記⑤(万円)×0.56+14,500
10億円超~30億円まで	上記⑤(万円)×0.38+32,500
30億円超~80億円まで	上記⑤(万円)×0.25+71,500
80億円超~200億円まで	上記⑤(万円)×0.18+127,500
200億円超~	上記⑤(万円)×0.09+307,500

* 計算結果は千円位を四捨五入し、万円単位としてください。

修正売上高	⑥	万円
-------	---	----

(3) 選択した加入タイプ（P6の補償タイプ参照）の基準保険料⑦を、下表（加入タイプ基準保険料）より求め、(2) で算出した修正売上高⑥に乗じて、年間保険料⑧を算出してください。

<加入タイプ別基準保険料表>

⑦加入タイプ 基準保険料	1タイプ	2タイプ	3タイプ	4タイプ	5タイプ
	14.82	13.95	13.11	11.98	10.23

加入タイプ	タイプ	⇒	基準保険料⑦
-------	-----	---	--------

修正売上高⑥ × 基準保険料⑦ = 年間保険料⑧

修正売上高⑥ 万円	×	基準保険料⑦	=	年間保険料⑧ 円
--------------	---	--------	---	-------------

*年間保険料は円単位を四捨五入し10円単位とします。

(保険料の計算例)

*年間保険料は円単位を四捨五入し10円単位とします。

(1) 売上高：15,000万円

1タイプ：15,000万円 × 14.82 = 222,300円

4タイプ：15,000万円 × 11.98 = 179,700円

(2) 売上高：30,000万円

1タイプ：(30,000万円 × 0.75 + 5,000) × 14.82 = 407,550円

4タイプ：(30,000万円 × 0.75 + 5,000) × 11.98 = 329,450円

ご申告いただいた売上高が実際より少ない場合、事故の際に保険金がお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意願います。

*なお、事故発生時には、契約申込時に使用された「現況報告書(写)」の提出をお願いすることがあります。

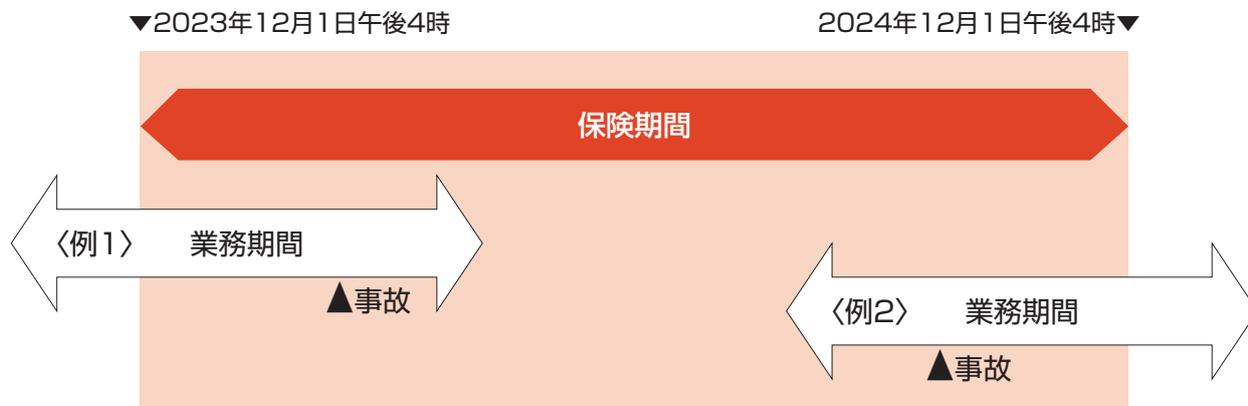
確定精算の省略について

この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」の売上高は最近の会計年度における売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

保険期間とお支払いする損害の関係

保険期間 2023年12月1日(午後4時)から1年間

この保険は、事故日が保険期間内であれば、保険金の支払対象となります。



業務期間に関係なく保険期間内に事故があったので保険金の支払対象となる。

*建設コンサルタント賠償責任保険とは保険期間とお支払いする損害の関係についての考え方が異なりますのでご注意ください。

P.3【参考】お支払いする保険金関連

■お支払いする保険金は以下のとおりです。

- 1 法律上の損害賠償金**
身体：治療費、損失利益、慰謝料など。財物：修理費、休業損害など
- 2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など**
(損保ジャパンの事前の承認を得て支出したものにすぎません。また、自己負担額のいかんにかかわらずお支払いしますが、損害賠償金が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。)
- 3 権利保全行使費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず、全額お支払いします。)**
他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使のために要した費用
- 4 損害防止費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず、全額お支払いします。)**
損害拡大を防止するために支払った有益な費用(ただし、後から賠償責任がないこと、保険が免責であることが判明した場合は、お支払いできません。)
- 5 緊急措置費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず、全額お支払いします。)**
被害者に対して支出した応急手当・護送・診断・治療・看護等の費用、ならびに修理費用・代替物の供与・労務の提供等に係る費用等、緊急措置に要した費用。あとから賠償責任がないと判明した場合にもお支払いします。
- 6 協力費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず、全額お支払いします。)**
損保ジャパンの求めに応じて損保ジャパンへの協力のために支出された費用
- 7 被害者対応費用(上記1に充当)(自己負担額のいかんにかかわらずお支払いしますが、1回の事故について被害者1名につき2万円限度(死亡の場合は10万円限度)、保険期間中通算1,000万円限度となります。)**
保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合に被保険者が支出した見舞金・見舞品購入費用・対物臨時費用
- 8 事故対応特別費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず保険期間中を通じて1,000万円限度となります。)**
事故が発生した時に被保険者が支出した以下の費用
 - 応訴のために緊急に要した費用
 - ①文書(相手方当事者または裁判所に提供する文書に限定)作成のための費用
 - ②事故の再現実験、原因調査、意見書、鑑定書作成のための費用
 - ③対応のために要した被保険者の役員、従業員等の人件費、交通宿泊費
 - 事故発生時の原因究明調査費用
 - ①事故現場の保存および記録に要する費用
 - ②事故の原因および記録に要する費用
 - ③事故現場の取り片付け費用(残存物の廃棄費用を含みます。)
 - ④被保険者の役員、従業員を事故現場へ派遣するために要した人件費、交通宿泊費
 - ⑤通信費

◎第三者賠償補償制度の加入手続き

契約方式

第三者賠償補償制度は、建設コンサルタント協同組合が契約者となり、ご加入を希望する組合員を加入者とする団体契約方式です。(組合員以外にご加入できません。)

申込締切日 2023年11月17日(金)

加入申込書の送付

申込締切日までに加入申込書または加入申込データが到着するように以下のいずれかの方法で手続きをお願いします。

(1)郵送の場合

加入申込書に必要事項を記入

返信用封筒で
(株)アールアンドディセキュリティに送付

- * 加入申込書の写しを1枚作成し、加入者控として保管してください。
- * 加入申込書は取扱代理店(株)アールアンドディセキュリティが取りまとめた上で契約者に報告いたします。

(2)団体Web募集システムの場合

(<https://hoken-platform.jp/kencon-coop-daisansya/>)
建コン組合のホームページまたは上記「URL」から
IDとパスワード(ID・初期パスワード通知書に記載)
でログインし、必要事項を入力

「送信」ボタンをクリック

保険料の払込み

一括払のみとなります。

一括払保険料を申込締切日までに着金するようにお振込ください。

* 保険料の振込手数料は加入者でご負担をお願いします。

保険料の振込先

三井住友銀行 麻布(アザブ)支店 普通口座 0596838
口座名 建設コンサルタント協同組合

加入申込書の記載例

建設コンサルタンツ協同組合 第三者賠償補償制度加入申込書

2023年度版
新規(中途加入)用

建設コンサルタンツ協同組合 御中

申込人(加入者)は、募集文書または損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)に掲載の個人情報の取扱に同意します。

申 込 日	2023年10月28日																																
住 所	郵便番号 160-8338 フリガナ シンジュククニシシンジュク1-26-1 新宿区西新宿1-26-1																																
会 社 名	フリガナ シンジュクコンサルタント(カブ) 新宿コンサルタント(株)		代表者印																														
代表者名	フリガナ ソンボ タロウ 代表取締役 損保 太郎																																
連 絡 先	所 属 部 署	担 当 者 名	電 話 番 号																														
	総務部	フリガナ ケンセツ タロウ 建設 太郎	03(3349)4034																														
加入期間	2023年12月1日(午後4時)から2024年12月1日(午後4時)まで (20年 月1日) *期間の途中から加入する場合には上記()内に保険開始月をご記入下さい。 保険の開始日は申込日の原則翌月1日になります。ただし、申込日が月末となった場合、保険開始日が翌々月になる 可能性がありますので、詳細は取扱代理店にご確認下さい。																																
加 入 タ イ プ	加入されるタイプに○印をつけて下さい。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">加入タイプ</th> <th colspan="3">保険金額(支払限度額)(※1)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">身 体(対人)</th> <th>財 物(対物)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1名あたり</th> <th>1事故あたり</th> <th>1事故あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1タイプ</td> <td>2億円</td> <td>4億円</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>2タイプ</td> <td>2億円</td> <td>4億円</td> <td>1.2億円</td> </tr> <tr> <td>3タイプ</td> <td>1.5億円</td> <td>3億円</td> <td>9,000万円</td> </tr> <tr> <td>4タイプ</td> <td>1億円</td> <td>2億円</td> <td>6,000万円</td> </tr> <tr> <td>5タイプ</td> <td>5,000万円</td> <td>1億円</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)「身体(対人)」「財物(対物)」とも、自己負担額(免責金額)100万円が適用されます。</p>			加入タイプ	保険金額(支払限度額)(※1)			身 体(対人)		財 物(対物)		1名あたり	1事故あたり	1事故あたり	1タイプ	2億円	4億円	2億円	2タイプ	2億円	4億円	1.2億円	3タイプ	1.5億円	3億円	9,000万円	4タイプ	1億円	2億円	6,000万円	5タイプ	5,000万円	1億円
加入タイプ	保険金額(支払限度額)(※1)																																
	身 体(対人)		財 物(対物)																														
	1名あたり	1事故あたり	1事故あたり																														
1タイプ	2億円	4億円	2億円																														
2タイプ	2億円	4億円	1.2億円																														
3タイプ	1.5億円	3億円	9,000万円																														
4タイプ	1億円	2億円	6,000万円																														
5タイプ	5,000万円	1億円	3,000万円																														
業 務 別 の 売 上 高 (消費税含む)	直近の現況報告書に基づき各業務の売上高(消費税相当額を含めます。)を申告して下さい。 ●地質調査業務: ① 10,000 万円 ●測量業務: ② 3,000 万円 ●ボーリング関連事業: ③ 2,000 万円 ●その他調査業務: ④ 万円 合計売上高(①~④): ⑤ 15,000 万円 上記「現況報告書」の期間を記入して下さい。 2022年 4月 1日 ~ 2023年 3月 31日																																
保 険 料(※2) (裏面のシートで 算出して下さい。)	年間保険料	222,300	円 (※2)1円単位四捨五入10円単位 (※2)中途加入の場合は 中途加入期間の保険料																														
他の同種の保険 契約の有無	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 有り → 有りの場合 保険会社名 () () 保険金額 ()																																

◎保険期間の途中で加入、保険金額を変更する場合

保険期間の途中で補償制度に加入する場合や保険金額を変更する場合、取扱代理店まで事前にご連絡ください。具体的な保険料計算方法については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

中途加入の場合の保険期間

申込月の翌月1日午後4時から2024年12月1日午後4時までの期間とします。ただし、申込月内に加入申込書が取扱代理店に到着するとともに、保険料が建設コンサルタンツ協同組合の口座に着金していることが必要です。

中途加入の場合の保険料

中途加入期間の保険料 = 年間保険料 × 中途加入期間 (月数) ÷ 12か月 (1円単位四捨五入10円単位)

(例) 5月10日に申込みを行い、保険期間が6月1日から12月1日の場合、中途加入期間 (月数) は6か月となります。年間保険料が1,000,000円とすると、
 $1,000,000円 \times 中途加入期間 (月数) 6か月 \div 12か月 = 500,000円 (10円単位)$

お申込み方法

- (1) インターネット (<https://hoken-platform.jp/kencon-coop-daisansya/>) でお手続きいただくか、加入申込書に必要事項をご記入いただき取扱代理店にお送りください。
 - (2) 保険料を計算のうえ、建設コンサルタンツ協同組合の口座にお振込ください。
 - (3) 保険料の振込手数料は加入者でご負担をお願いします。
- *9ページの「保険料の払込み」と「保険料の振込先」を参考にしてください。

保険金額を変更する場合

保険期間の途中で保険金額を変更する場合、取扱代理店までご連絡ください。保険料計算方法については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◎事故が発生した場合の手続き

保険金お支払いまでの主な流れ

事故の連絡

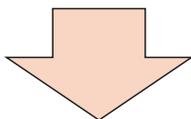
賠償請求を受けたり、賠償請求につながりそうな事故が発生した場合、事故の状況を事故連絡票^(※)に記載いただきオールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンまで速やかに連絡してください。

(※)取扱代理店オールアンドディセキュリティのホームページ (<https://www.randds.co.jp/procedure/>) でダウンロードできます。



ご連絡先（以下のいずれかにご連絡ください。）

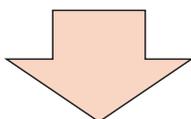
- ① [取扱代理店] 株式会社オールアンドディセキュリティ
〒102-0075 千代田区三番町1-17 パークサイドアネックス 5F-B
TEL 03-3221-7015 通話料無料 0120-868-662
FAX 03-3221-7016
- ② [引受幹事保険会社] 損害保険ジャパン株式会社
本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル 23階
TEL 03-3349-5381
FAX 03-3344-2379



必要書類の提出

保険金支払の対象となるか否かを判断するうえで必要な書類をご提出いただきます。

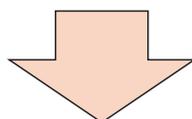
所定の事故報告書に契約関係、賠償責任の有無・損害額を立証する項目を記載いただき、適宜資料を添付いただきます。詳細は、オールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンから連絡します。



調査

ご提出いただいた資料をもとに保険会社は調査を行い、賠償責任の有無、過失割合、保険金支払の可否を決定いたします。

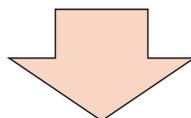
*事故の内容によっては、損保ジャパンは鑑定人に委託することがあります。



示談成立

損保ジャパンは加入者の代わりに示談交渉を行うことができませんので、損保ジャパンと相談しながら加入者が発注者・被害者との示談交渉を行っていただきます。

*事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金などをお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。



保険金のお支払い

調査結果に基づき保険会社から保険金が支払われます。加入者からのご指示に基づき、指定された支払先に保険金を振込みます。

保険金お支払いに関する注意点

- ・ 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則 30 日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30 日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害援助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ・ 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ保険金支払の期間を延長することがあります。
- ・ 保険契約者や被保険者が正当な理由なく損保ジャパンの確認を妨げたり応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

◎事故連絡票

損害保険ジャパン(株)
本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課 行
FAX 03-3344-2379

年 月 日

もしくは
(株)アールアンドディセキュリティ 行
Mail support@randds.co.jp
FAX 03-3221-7016

第三者賠償責任保険
建設コンサルタンツ協同組合
事 故 連 絡 票

保険契約者 (団体名)					
企業名 (登録番号)		- - - - -			
住 所					
担当部署・氏名					
連 絡 先	TEL			FAX	
	Mail				
業 務 の 発 注 者					
請 負 業 務 名					
請 負 契 約 期 間		年 月 日 ~		年 月 日	
事 故 者 (被 保 険 者)		① 加入者 ② 発注者 ③ その他 ()			
事 故 発 生 日 時		年 月 日 時 分 ころ			
事 故 発 生 場 所					
警 察 へ の 届 出		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 届出警察署名() 届出日(年 月 日)			
対 人 事 故	被 害 者	氏名	男 女 (歳)		保護者氏名
		住所			TEL
	身体障害の 症状・程度				
	治 療 病 院 名	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院		TEL	
対 物 事 故	損 壊 財 物	名称			
		所有者	(氏名)	(住所)	
	損 壊 の 程 度				
	修 理 業 者 名			TEL	
事 故 発 生 の 状 況 ・とりあえず取った 措 置 内 容					
事 故 原 因 (推 定)					

※事故の詳細については、改めて「事故報告書」をご提出いただきます。
また保険金請求をする際には「現況報告書(写)」をご提出いただく場合がありますのでよろしくお願ひします。

◎ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

◆共同保険契約に関するご説明

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。なお、詳細については約款をご参照ください。

共同保険特約に係る引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事保険会社）	70.0%
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）	30.0%
以上2社	100.0%

◆その他ご注意点

①引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

②取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

③告知義務（ご契約締結時における注意事項）

保険契約者または記名被保険者（加入者）の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入申込書等および付属書類の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）

②業務内容

③損保ジャパンが加入申込書以外の書面で告知を求めた事項

④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

④通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

(注) 加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者（加入者）に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者（加入者）の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

保険契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- ⑤ 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ⑥ 加入者証
加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご連絡ください。
- ⑦ 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方（法人の場合は代表者または契約締結権のある方）ご本人が署名または記名・捺印ください。
- ⑧ 賠償責任保険の保険金請求権に質権を設定することはできません。
- ⑨ 被害者が損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ⑩ この保険契約は、賠償責任保険普通保険約款に、請負業者特約条項の他、各種特約・追加条項等をセットして構成されます。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。
- ⑪ ご加入者以外の被保険者（保険の対象となる方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ⑫ この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象とはなりません。
- ⑬ この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- ⑭ ご加入いただく際は、加入申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

◆ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（建設コンサルタンツ協同組合）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

◆ 保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】 0570-022808 〈通話料有料〉

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/>

このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、約款等に記載しています。必要に応じて、パンフレットに掲載の「◎適用する約款等」をご確認ください。また、団体 web 募集システムからご参照いただけます。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◎適用する約款等

賠償責任保険普通保険約款

<用語の定義(五十音順)>

普通保険約款または特約条項等において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用語	定義
売上高	保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
事故	特約条項等に記載された事故をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
使用人	次の①および②に掲げる者をいいます。 ①被保険者との間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者 ②被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払を受ける者 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に対して派遣された派遣労働者は使用人とみなします。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の被用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
特約条項等	特約条項または追加条項をいいます。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者の使用人および被保険者の使用人と世帯を同じくする親族を除きます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
役員	会社法(平成17年法律第86号)上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条(当会社の支払責任)

当社は、この普通保険約款に従い、被保険者が事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。

第2条(損害の範囲および責任限度)

(1)当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

名称	損害の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②権利保全行使費用	被保険者が第16条(事故の発生)②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
③損害防止費用	被保険者が第16条(事故の発生)③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし⑥の緊急措置費用を除きます。
④争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤協力費用	被保険者が第17条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の協力のため支出した費用
⑥緊急措置費用	前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第16条(事故の発生)③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用

(2)当会社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。

(3)1回の事故について、当社が支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(1)①の損害賠償金の額 - \frac{\text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{保険金額}} = \text{保険金}$$

(4)当社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1)④の争訟費用 \times \frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額} = (1)④の争訟費用に対する支払額$$

第3条(保険適用地域)

(1)当社が保険金を支払うべき損害は、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に起因する損害にかぎります。

(2)(1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域^(注)において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。

(3)この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

(注) 保険証券適用地域

保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者^(注1)の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

- ⑥被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦排水または排気^(注3)によって生じた賠償責任
- ⑧被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - (注1)保険契約者または被保険者
これらの者が法人である場合は、その役員とします。
 - (注2)暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注3)排気
煙または蒸気を含みます。

第5条(責任の始期および終期)

- (1)保険期間は、その初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時^(注)に終わります。ただし、保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
 - (注)午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条(調査)

- (1)被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2)当社は、保険期間中いつでも、(1)の措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
- (3)保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ①(2)の事実がなくなった場合
 - ②当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ③保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項^(注1)につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
 - ⑤(2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険^(注2)に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4)事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条(保険契約の解除)(3)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
 - (注1)保険契約申込書等の記載事項
他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - (注2)危険
損害の発生の可能性をいいます。

第8条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあ

らかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。

- (2)(1)の事実がある場合^(注2)は、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続がなされなかった場合は、当社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
 - ①(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合
 - ②(1)の事実に基づかず発生した事故による損害である場合
 - (注1)保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
 - (注2)(1)の事実がある場合
 - (5)①の規定に該当する場合を除きます。

第9条(保険契約の解除)

- (1)保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ①保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3)当社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。
- (4)保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6)保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(5)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ①(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②(2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
 - (注)この保険契約
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第10条(保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合)

- (1)次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがない限り、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区分	保険料の返還または請求
①第7条(告知義務)(3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
②第8条(通知義務)(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更 ^(注1) する場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、ア以外によって定められる場合 (ア)変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 返還保険料=(変更前の保険料-変更後の保険料)×(1-既経過期間 ^(注2))に対応する別表に掲げる短期料率) (イ)変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料=(変更後の保険料-変更前の保険料)×未経過期間 ^(注3) に対応する別表に掲げる短期料率
③①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	

(2)当社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注4)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)当社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

(4)当社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合(注4)は、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注1)変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく第8条(通知義務)(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

(注2)既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3)未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4)追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり、ります。

第11条(保険料の精算)

(1)保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2)当社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(3)当社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料^(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注)保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

第12条(保険契約の無効・取消し)

(1)保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

(2)保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条(保険料の返還-契約の無効・取消し・失効の場合)

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区分	保険料の返還
①この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
②前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③この保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。既に払い込まれた保険料×(1-既経過期間 ^(注))に対応する別表に掲げる短期料率)

(注)既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第14条(保険料の返還-契約解除の場合)

この保険契約が解除となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区分	保険料の返還
①第6条(調査)(3)、第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、第9条(保険契約の解除)(2)または第10条(保険料の返還または請求-告知・通知事項等の承認の場合)(2)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料×(1-既経過期間 ^(注))に対応する別表に掲げる短期料率)
②第9条(保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注)既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条(失効・解除の特例)

(1)第13条(保険料の返還-契約の無効・取消し・失効の場合)③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第11条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(2)前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

第16条(事故の発生)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
①次の事項を遅滞なく書面で当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. ア.について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額
②他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額
③損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

事故発生時の義務	差し引く金額
④損害賠償の請求 ^(注1) を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑥他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑦①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条(損害賠償請求解決のための協力)

(1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めるときは、当社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができず。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第18条(保険金請求の手続)

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。

①第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

②第2条(損害の範囲および責任限度)(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①保険金請求書

②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書

③被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類

④被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

⑤その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合

②保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合

③保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

(5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条(保険金の支払)

(1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
①(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
②(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤(1)①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

(3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害の額^(注2)を超えるときは、当社は、次の①または③に定める額を保険金として支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額^(注1)

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額^(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注1)を限度とします。

- (注1) 支払責任額
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
①当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②①以外の場合	次の算式により算出された額 被保険者が取得した債権の額－損害の額のうち保険金が支払われていない額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第22条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注)について、先取特権を有します。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権^(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条(損害の範囲および責任限度)(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第23条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表) 短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

賠償責任保険追加条項

第1章 共通条項

第1条(用語の定義—五十音順)

この追加条項が付帯された保険契約において、次の用語は、それぞれの次の定義によります。

用語	定義
医薬品等	薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品、医薬部外品および医療機器(体内に移植されるものにかぎります。)をいいます。
汚染物質	固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すず、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用されるものを含みます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の下請負人	記名被保険者が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を記名被保険者から請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
記名被保険者の使用人等	次の①から③に掲げる者をいいます。 ①記名被保険者の役員および使用人 ②記名被保険者の下請負人 ③記名被保険者の下請負人の役員および使用人
建設用工作車	次の①から⑧に掲げるものをいいます。ただしダンプカーを含みません。 ①ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー(キャリオール)、ロードローラーまたは除雪用スノーブラウ ②パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダーまたはショベルローダー ③ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤーまたは発電機自動車 ④コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラックまたはクレーンカー ⑤①から④のものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑥ターナロッカー ⑦コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機または清掃作業車 ⑧その他①から⑦に類するもの
公共水域	海、河川、湖沼または運河をいいます。
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ①通信回線 ②ソフトウェアまたは電子データ ③クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーインシデント	次の①および②に掲げるものをいいます。 ①サイバー攻撃により生じた事象 ②サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウの事象 ア. ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ. コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ. アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合

用語	定義
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ①正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス ②コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為
財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みません。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。
石油物質	次の①から③に掲げるものをいいます。 ①原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ②①に記載の石油類より誘導される化成製品類 ③①または②に記載の物質を含む混合物、廃棄物および残渣
排出等	排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

第2条(適用の範囲)

- (1)この追加条項は、次の①から⑦に掲げる特約条項等が付帯された保険契約について適用します。
- ①施設所有管理者特約条項
 - ②昇降機特約条項
 - ③請負業者特約条項
 - ④生産物特約条項
 - ⑤受託者特約条項
 - ⑥自動車管理者特約条項
 - ⑦①から⑥のほか、事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項等^(注1)
- (2)この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。
- (注1)事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項等
個人関係等特約条項等^(注2)を除きます。
- (注2)個人関係等特約条項等
次のアからノに掲げる特約条項および追加条項をいいます。
- ア. ゴルフ特約
 - イ. 個人特約
 - ウ. ハンター特約
 - エ. 旅館宿泊者特約条項
 - オ. 傷害担保追加条項(旅館宿泊者特約条項用)
 - カ. スポーツ特約
 - キ. PTA管理者特約条項
 - ク. テニス特約
 - ケ. 塾生徒特約条項
 - コ. 第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払追加条項(塾生徒特約条項用)
 - サ. 傷害担保追加条項(塾生徒特約条項用)
 - シ. スキー・スケート特約
 - ス. 自治会活動特約条項
 - セ. 第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払追加条項(自治会活動特約条項用)
 - ソ. 遊漁船利用者特約条項
 - タ. 商店会総合特約条項
 - チ. PTA特約条項
 - ツ. スキー場入場者特約条項
 - テ. クレジットカード用ゴルフ保険特約
 - ト. 医師特約条項
 - ナ. 医療施設特約条項

- ニ. 傷害見舞費用担保追加条項(医療施設特約条項用)
- ヌ. 傷害担保追加条項(医療施設特約条項用)
- ネ. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保追加条項(医療施設特約条項・傷害担保追加条項用)
- ノ. サービス・ステーション傷害担保特約条項

第3条(保険金を支払わない場合—原子力危険)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質^(注1)または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物^(注2)の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注3)の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

(注1)核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注2)汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注3)医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ
ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第4条(保険金を支払わない場合—石綿危険)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

①石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任

②石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

第5条(保険金を支払わない場合—汚染危険)

(1)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①汚染物質の排出等に起因する賠償責任。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。

②公共水域への石油物質の排出等に起因する賠償責任。なお、この賠償責任には、次のアまたはイに掲げる賠償責任を含みます。

ア. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任

イ. 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

(2)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

①汚染物質の排出等が発生した場合(注)において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。

②公共水域への石油物質の排出等が発生した場合(注)において、その石油物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用

(注)排出等が発生した場合

そのおそれのある場合を含みます。

第6条(保険金を支払わない場合—専門職業危険)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特約条項に、これと異なる規定がある場合を除きます。

①被保険者またはその他被保険者の業務の補助者^(注)が行う次のアからエに掲げる仕事に起因する賠償責任

ア. 医療行為

イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等

ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売もしくは授与またはこれらの指示

エ. 身体美容または整形。ただし、理容師法(昭和22年法律第234号)に規定する理容または美容師法(昭和32年法律第163号)に規定する美容を除きます。

②弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者

が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

(注)被保険者の業務の補助者

被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第7条(1事故の定義)

- (1)普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当会社は、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとし、最初の事故が発生した時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を適用します。
- (2)この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に、(1)と異なる規定がある場合は、当会社は、(1)の規定を適用しません。

第8条(被保険者相互間の関係)

- (1)当会社は、この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、被保険者相互を他人とみなさずに適用するものとします。
- (2)この保険契約が、次の①から④のすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約の加入者^(注)ごとに、(1)の規定を適用するものとします。
- ①当会社の定める団体の基準に該当すること。
②団体の代表者が保険契約者であること。
③団体の構成員が記名被保険者であること。
④1保険証券で契約された保険契約であること。
- (3)(2)の場合においては、団体契約の加入者^(注)ごとに、保険証券に記載された1事故保険金額および総保険金額の規定を適用するものとします。
- (4)この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。
- (注)団体契約の構成員として保険契約申込書等に明記された者をいいます。

第9条(供託金の貸付け等)

- (1)上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分取消のために、被保険者が担保として金銭を供託する場合は、当会社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当会社が1回の事故について既に保険金を支払った普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。
- (2)(1)の規定により当会社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のためにその供託金^(注1)の取戻請求権の上に質権を設定しなければなりません。
- (3)(1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(3)の規定は、その貸付金を既に支払った同条(1)①の金額とみなして適用します。
- (4)(1)の供託金(注1)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金^(注1)の限度で、(1)の貸付金^(注2)が普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額として支払われたものとみなします。
- (注1)供託金
利息を含みます。
- (注2)貸付金
利息を含みます。

第10条(短期契約または長期契約の取扱い)

- (1)この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第10条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)(1)の「保険料の返還または請求」の欄に規定するイ(ア)およびイ(イ)の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。
- 「
(ア)変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合
- $$\text{返還保険料} = \left(\frac{\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}}{\text{保険料}} \right) \times \left(\frac{\text{既経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間月数}^{(注3)}} \right)$$
- (イ)変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合
- $$\text{追加保険料} = \left(\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{保険料}} \right) \times \left(\frac{\text{未経過月数}^{(注4)}}{\text{保険期間月数}^{(注3)}} \right)$$
- (注2)既経過月数
1か月に満たない期間は、1か月とします。
- (注3)保険期間月数
1か月に満たない期間は、1か月とします。
- (注4)未経過月数
1か月に満たない期間は、1か月とします。

- (2)この保険契約の保険期間が1年未満または1年超となる場合は、普通約款第13条(保険料の返還一契約の無効・取消し・失効の場合)③ならびに普通約款第14条(保険料の返還一契約解除の場合)①および②の保険料の返還の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。
- 「
次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注1)}}{\text{保険期間月数}^{(注2)}} \right)$$

(注1)既経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注2)保険期間月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

第11条(告知義務規定の読み替え)

- (1)この保険契約の記名被保険者が個人の場合^(注1)は、普通約款第7条(告知義務)(1)、(2)および(3)③の規定中「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。
- (2)(1)において読み替える「告知事項」とは、危険^(注2)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (注1)記名被保険者が個人の場合
記名被保険者が複数の場合において、記名被保険者に個人以外の者が含まれるときを除きます。
- (注2)危険
損害の発生の可能性をいいます。

第12条(通知義務規定の読み替え)

前条の規定が適用される場合は、普通約款第8条(通知義務)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第8条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、告知事項^(注1)に変更を生じさせる事実^(注2)が発生した場合は、保険契約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実^(注2)がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2)(1)の事実^(注2)の発生によって危険増加^(注3)が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加^(注3)が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条(保険契約の解除)(4)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加^(注3)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加^(注3)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (注1)告知事項
危険^(注4)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (注2)告知事項に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
- (注3)危険増加
告知事項^(注1)についての危険^(注4)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険^(注4)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (注4)危険
損害の発生の可能性をいいます。

第13条(費用保険金の保険金請求権の発生時期)

- (1)普通約款第2条(損害の範囲および責任の限度)(1)②から⑥に掲げる費用のほか、この追加条項が付帯される保険契約に付帯された他の特約条項および追加条項において、支払うことが規定されている費用に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時から発生し、これを行使

することができるものとします。

- (2) 普通約款第18条(保険金請求の手續)(5)の規定にかかわらず、(1)の保険金の当会社に対する保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条(読替規定)

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
「売上高」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「使用人」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「賃金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
「入場者」の用語の定義	被保険者の使用人	記名被保険者の役員および使用人
「領収金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
第4条(保険金を支払わない場合)①	保険契約者または被保険者の故意	保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意。(ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。)
第4条(保険金を支払わない場合)⑤	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。(ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。)
第4条(保険金を支払わない場合)⑥	被保険者の使用人	記名被保険者および記名被保険者の使用人等
第4条(保険金を支払わない場合)⑥	被保険者の業務	記名被保険者の業務
第7条(告知義務)	被保険者	記名被保険者
第8条(通知義務)	被保険者	記名被保険者
第10条(保険料の返還または請求—告知・通知事項等の承認の場合)	被保険者	記名被保険者
第11条(保険料の精算)	被保険者	記名被保険者

第15条(保険金を支払わない場合—管理財物)

普通約款第4条(保険金を支払わない場合)④の規定にかかわらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③に掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①所有財物

記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

②受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

記名被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物

次の(ア)および(イ)に掲げる財物をいいます。

(ア) 作業^(注1)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注1)に使用されたものを含みます。

(イ) 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

ウ. 販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業^(注1)のために記名被保険者の所有、使用または管理する施設内^(注2)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

③作業対象物

受託財物以外の作業^(注1)の対象物をいいます。

(注1)作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注2)施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第16条(保険金を支払わない場合—サイバーリスク・賠償責任)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第17条(保険金を支払わない場合—サイバーリスク・費用、損失その他の保険金)

当会社は、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従って保険金の支払対象となる損害等^(注)について、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因して生じた損害等^(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注)損害等

医療費用、見舞費用、営業が休止または阻害されたことによる損失等、その名称および種類を問わず、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等を含みます。

第18条(サイバーリスクの一部担保)

当会社は、サイバーインシデントのうち、第1条(用語の定義—五十音順)で規定するサイバーインシデントの定義^(注)による損害^(注)に対しては、前二条の規定を適用せず、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従って保険金を支払います。

(注)損害

法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等を含みます。

第2章 施設所有管理者特約条項に係る条項

<省略>

第3章 昇降機特約条項に係る条項

<省略>

第4章 請負業者特約条項に係る条項

第1条(適用の範囲)

- (1) 本章は、この保険契約に請負業者特約条項が付帯されている場合に、請負業者特約条項について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および請負業者特約条項の規定を適用します。

第2条(共同企業体の取扱い)

請負業者特約条項第1条(事故)に規定する仕事^(注)が記名被保険者が構成員となる分担施工方式の共同企業体が行う工事である場合は、当会社は、記名被保険者が分担して施工した箇所に起因して発生した偶発的な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対してのみ、保険金を支払います。

第3条(工事場内建設用工作車の取扱い)

- (1) 工事場^(注1)内および施設^(注2)内における建設用工作車は、請負業者特約条項第2条(保険金を支払わない場合)③の自動車とみなしません。
- (2) 普通約款第20条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自賠責保険^(注3)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約^(注4)を締結しているときは、当会社は、その損害の額がその自賠責保険^(注3)および自動車保険契約^(注4)により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。
- (3) 当会社は、自賠責保険^(注3)および自動車保険契約^(注4)により支払われるべき金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(3)の規定を適用します。

(注1)工事場

記名被保険者または記名被保険者の下請負人が、請負業者

特約条項第1条(事故)に規定する仕事または工事を行っている場所です。不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

(注2)施設

請負業者特約条項第1条(事故)に規定する保険証券記載の施設をいいます。

(注3)自賠責保険

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注4)自動車保険契約

自動車に付保される賠償責任保険のうち、自賠責保険^(注3)以外の保険契約をいい、共済等を含みます。

第5章 生産物特約条項に係る条項

<省略>

第6章 受託者特約条項に係る条項

<省略>

請負業者特約条項

<用語の定義(五十音順)>

この特約条項において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
被保険者	次の①および②に掲げる者をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者として。

第1条(事故)

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の「事故」とは、被保険者の保険証券記載の業務遂行(以下「仕事」といいます。)によって、または被保険者が保険証券記載の施設もしくは設備(以下「施設」といいます。)を所有、使用もしくは管理することによって生じた偶然な事故をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑧に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のアからウの事由に起因する賠償責任

ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊

イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(注1)、その収容物または土地の損壊

ウ. 地下水の増減

②施設の屋根、とい樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

③航空機または自動車の所有、使用または管理^(注2)に起因する賠償責任

④仕事の終了後^(注3)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。

⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任

⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任

⑦支給財物^(注4)の損壊に起因する賠償責任

⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物^(注5)を損壊したことに起因する賠償責任

ア. 記名被保険者の役員または使用人

イ. 記名被保険者の下請負人

ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

(注1)地上の構築物

基礎および付属物を含みます。

(注2)航空機または自動車の所有、使用または管理
貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。

(注3)仕事の終了後

仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。

(注4)支給財物

次のアおよびイに掲げる財物をいいます。

ア. 作業^(注6)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注6)に使用されたものを含みます。

イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

(注5)受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物^(注4)

ウ. 販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業^(注6)のために被保険者の所有、使用または管理する施設内^(注7)にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

(注6)作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注7)施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第3条(保険期間の延長)

保険証券に記載された保険期間内に仕事が終了しない場合は、保険契約者または記名被保険者は、仕事が終了しない理由および終了予定日を、遅滞なく、書面で当会社に通知するものとし、保険期間は、仕事の終了または放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由がなくその通知が行われず、もしくは遅滞した場合または当社が別段の意思表示をした場合は、当社は、この規定を適用しません。

第4条(被保険者相互間の交差責任)

(1)この特約条項において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条(被保険者相互間の関係)(1)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当社は、被保険者相互間(注1)における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。

(2)(1)の規定にかかわらず、当社は、財物の損壊に関して、次の①から④に掲げる区分における加害者^(注2)と被害者^(注3)との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の規定を適用します。

区分	加害者 ^(注2)	被害者 ^(注3)
①	記名被保険者	記名被保険者の下請負人
②	記名被保険者の役員または使用人	記名被保険者の下請負人
③	記名被保険者の下請負人	記名被保険者の下請負人 ^(注4)
④	記名被保険者の下請負人の役員または使用人	記名被保険者の下請負人

(3)当社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券に記載された免責金額を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(注1)被保険者相互間

記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

(注2)加害者

第1条(事故)に規定する事故を発生させた者をいいます。

(注3)被害者

第1条(事故)に規定する事故によって損害を被った者をいいます。

(注4)記名被保険者の下請負人

加害者となった記名被保険者の下請負人以外の記名被保険者の下請負人をいいます。

第5条(普通約款との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

交差責任担保追加条項 (BOTH-WAY・請負業者特約条項用)

<用語の定義(五十音順)>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
請負業者グループ	記名被保険者および記名被保険者の使用人等をいい、追加被保険者を含みません。
加害者	請負業者特約条項第1条(事故)に規定する事故を発生させた者をいいます。
下請負人	元請負人から、その仕事の一部または全部の完成を請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ①借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ②支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア. 作業 ^(注1) に使用される材料または部品をいい、既に作業 ^(注1) に使用されたものを含みます。 イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④作業受託物 作業 ^(注1) のために被保険者の所有、使用または管理する施設内 ^(注2) にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 (注1)作業 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。 (注2)施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者をいい、発注者を含みます。
発注者	建築主等をいい、下請負人にとっての元請負人を含みません。
被害者	請負業者特約条項第1条(事故)に規定する事故によって損害を被った者をいいます。
元請負人	発注者から直接に仕事を請け負う者をいいます。

第1条(被保険者の範囲の拡大)

この追加条項により、請負業者特約条項(以下「特約条項」といいます。)における被保険者には、特約条項の用語の定義の「被保険者」に規定する者のほか、追加被保険者を含めるものとします。

第2条(被保険者相互間の交差責任)

(1)当社は、身体の障害に関して、次に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者	被害者
①	追加被保険者	追加被保険者 ^(注1)

(2)特約条項第4条(被保険者相互間の交差責任)(2)の規定にかかわらず、当社は、財物の損壊に関して、次の①から⑥に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、

被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなすことなく、普通約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

区分	加害者	被害者
①	記名被保険者	記名被保険者の下請負人
②	記名被保険者の役員または使用人	記名被保険者の下請負人
③	記名被保険者の下請負人	記名被保険者の下請負人 ^(注2)
④	記名被保険者の下請負人の役員または使用人	記名被保険者の下請負人
⑤	追加被保険者	追加被保険者 ^(注1)

(注1)追加被保険者

加害者となった追加被保険者以外の追加被保険者をいいます。

(注2)記名被保険者の下請負人

加害者となった記名被保険者の下請負人以外の記名被保険者の下請負人をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、追加被保険者が、その追加被保険者の受託財物を損壊したことに起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合の適用除外)

当社は、身体の障害に関して、次に掲げる区分における加害者と被害者との間に発生した賠償責任については、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)⑥の規定を適用しません。

区分	加害者	被害者
①	追加被保険者	請負業者グループ

第5条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

作業対象物担保追加条項 (請負業者特約条項用)

<用語の定義(五十音順)>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
作業	記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。
作業対象物	作業の対象物をいい、所有財物および受託財物を除きます。
受託財物	次の①から④に掲げる他人の財物をいいます。 ①借用財物 被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。 ②支給財物 次のアおよびイに掲げる財物をいいます。 ア. 作業に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。 イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。 ③販売・保管・運送受託物 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。 ④作業受託物 作業のために被保険者の所有、使用または管理する施設内 ^(注) にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。 (注)施設内 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

用語	定義
所有財物	被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。

第1条(当社の支払責任—作業対象物)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合)④および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第15条(保険金を支払わない場合—管理財物)③の規定にかかわらず、請負業者特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(事故)に規定する事故により発生した作業対象物の損壊(注)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(注)作業対象物の損壊

作業対象物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

第2条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

請負業者特約条項包括契約追加条項 (請負業者特約条項用)

第1条(当会社の支払責任および対象となる仕事の範囲)

(1) 保険契約者は、記名被保険者が行う保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)のすべてをこの保険契約の対象にするものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)ならびに請負業者特約条項(以下「特約条項」といいます。)およびこれに付帯する他の追加条項の規定に従い、被保険者に対して保険金を支払うものとし、

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者または記名被保険者が一部の仕事についてこの保険契約の対象から除外したい場合は、その仕事の着手前に当社に通知するものとし、かつ、当社がこれを承認したときには、その通知のあった仕事をこの保険契約の対象から除外できるものとし、

第2条(特約条項の一部不適用)

この保険契約において、当社は、特約条項第3条(保険期間の延長)の規定を適用しません。

第3条(保険責任の始期および終期)

第1条(当会社の支払責任および対象となる仕事の範囲)(1)に係る当会社の保険責任は、仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、この保険契約の保険期間の開始前および終了後については除きます。

第4条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

<用語の定義(五十音順)>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
幹事保険会社	保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

幹事保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認

- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

日付データ処理等に関する不担保追加条項

<用語の定義(五十音順)>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
コンピュータ等	次の①から⑥に掲げるものをいい、これらを内蔵するものを含み、被保険者の所有であるか否かを問いません。 ① コンピュータおよびその周辺機器 ② ソフトウェア(注) ③ コンピュータネットワーク ④ マイクロプロセッサ等の集積回路 ⑤ 上記①から④のいずれかに類する機器または部品 ⑥ 形態を問わず、①から⑤のいずれかのものを直接または間接的に使用する、もしくはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データまたは機能 (注)ソフトウェア プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステム、データその他これらに類するものをいいます。

第1条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する事由に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、それらの事由が実際にあったと認められる場合にかかわらず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して賠償請求がなされた場合の損害についても、保険金を支払わないものとし、

- ① 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに関連するコンピュータ等の作動不能、誤作動もしくは不具合またはこれらのおそれが生じたこと
- ② 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、①に掲げる事由^(注1)に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他これらに類する業務、または①に掲げる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止または中断^(注2)
(注1) ①に掲げる事由
潜在的なものであると現実的に生じているものであるとを問いません。
(注2) コンピュータ等の停止または中断
コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。

第2条(普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

保険料の確定に関する追加条項 (賠償責任保険用)

第1条(保険料算出の基礎)

(1)賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の用語の定義にある「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」の規定にかかわらず、この保険契約において「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」とは、それぞれ次の①から④のものをいいます。

①賃金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の業務に従事する記名被保険者の被用者に対して、労働の対価として記名被保険者が支払った金額の総額をいい、その名称を問いません。

②入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場した総人員をいいます。ただし、記名被保険者の役員および使用人ならびにこれらの者と世帯を同じくする親族を除きます。

③領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が領収した税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

④売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が販売した商品の税込対価の総額をいいます。

(2)当社は、この保険契約の保険料が(1)①から④に掲げるもの以外の金額、人数等に対する割合によって定められる場合は、保険料を定めるために(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)におけるその金額、人数等を用います。

第2条(確定精算の省略)

当社は、普通約款第11条(保険料の精算)(1)および(3)ならびに第15条(失効・解除の特例)の規定を適用しません。

第3条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

被害者対応費用担保追加条項

第1条(当会社の支払責任)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①および②に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。

名称	損害の内容
①対人見舞費用	事故により他人の身体の障害が発生したことに 対する見舞金または見舞品の購入費用
②対物臨時費用	事故により他人の財物の損壊が発生したことに 対して、被保険者が臨時に必要なとする費用。ただし、①に掲げる費用を除きます。

第2条(当会社の支払限度額)

(1)この追加条項に基づき当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、身体の障害または財物の損壊を被った被害者1名^(注)につきそれぞれ2万円を限度とします。ただし、被害者が身体の障害の直接の結果として、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、10万円を限度とします。

(2)(1)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払うべき金額は、1回の事故についておよび保険期間を通じて1,000万円を限度とします。

(注)被害者1名

被害者が法人である場合には、1法人とします。

第3条(損害賠償保険金との関係)

被保険者が第1条(当会社の支払責任)①または②に規定する費用を支出し、かつ、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、この追加条項により支払う保険金は、当社が普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①により支払う損害賠償保険金に充当します。

第4条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項 (除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用)

第1条(当会社の支払責任)

(1)当社が賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(損害の範囲および責任限度)(1)④に基づき保険金を支払うべき費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から⑥に掲げる費用を含むものとします。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。

①文書^(注1)作成のために要する費用

②交通費および宿泊費。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。

③記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人に対して支払う超過勤務手当。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。

④事故の再現実験および原因調査に要する費用^(注2)

⑤増設コピー機の賃借費用

⑥臨時雇入費用

(2)当社は、普通約款第1条(当会社の支払責任)に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から⑤に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりです。

①事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用^(注3)

②事故の原因および状況の調査に要する費用

③事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用^(注4)

④記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人を事故現場に派遣するために要する人件費^(注5)、交通費、宿泊費等の費用

⑤通信費用

(注1)文書

相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりです。

(注2)再現実験および原因調査に要する費用

意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。

(注3)事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用

写真撮影費用を含みます。

(注4)事故現場の取り片づけおよび清掃に要する費用

残存物の廃棄費用を含みます。

(注5)人件費

事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。

第2条(当会社の支払限度額)

この追加条項に基づき当社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(4)の規定にかかわらず、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第3条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項(受託者特約条項用)

<省略>

事故対応特別費用担保追加条項(自動車管理者特約条項用)

<省略>

人格権侵害担保追加条項(施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用)

<省略>

制度提供団体 建設コンサルタンツ協同組合
〒110-0001 東京都台東区谷中3-1-5
谷中ミハマビル303
TEL 03-5834-7760
FAX 03-5834-7761

〈本制度のお問い合わせ先〉

【取扱代理店】

株式会社 アールアンドディセキュリティ
〒102-0075 東京都千代田区三番町1-17 パークサイドアネックス5F-B
TEL 03-3221-7015 (受付時間/平日9:00~17:00)
0120-868-662 (受付時間/平日9:00~17:00)
FAX 03-3221-7016
Mail : support@randds.co.jp
URL : <https://www.randds.co.jp/>

【引受保険会社】

幹事会社 損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5402 (受付時間/平日9:00~17:00)
FAX 03-6388-0161

非幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社